

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 畠中 源一

文書質問回答書

令和6年5月7日付け6京丹議第38号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	山崎 裕二	担当課	農林振興課
質問事項	1 雹害について		
質問の内容			
<p>4月16日（火）19時半前後、和知北部地域において、最大約4cmの雹が、およそ15分降った。</p> <p>(1) 雹による農作物の被害件数および被害状況はどうであったか。</p> <p>(2) 雹によるパイプハウスなどの農業施設の被害件数および被害状況はどうであったか。</p> <p>(3) 雹で被害を受けたパイプハウスなどの農業施設についての農業共済での補償内容は。</p> <p>(4) 昨年の群馬県南部での降雹による被害からの支援事例などを参考に、農作物やパイプハウスなどの農業施設に被害を受けた農業者に対し、見舞金を支給し、町の基幹産業である農業を下支えしていく考えは。</p>			

答弁

- (1) 農業者からの被害の報告はありませんでしたが、職員による現地の巡回確認を実施したところ、菜園1か所で玉ねぎ、いちご、自然薯の被害（茎の破損等）を確認しており、京都府にも被害報告をしております。
- (2) 農業者からの被害の報告はありませんでしたが、職員による現地の巡回確認を実施したところ、パイプハウス3棟でビニールの小破損、窪みの被害を確認しており、京都府にも被害報告をしております。
- (3) 施設が損害を受けた場合に、農業共済加入者には、築年数に応じて新築時の資産価値の8～4割を上限として補償されます。また、農業者の選択により、施設の撤去費用、復旧費用の補償を追加することができます（耐用年数経過後は最大で再建築価格の4割を補償）。
また、通常は、共済価格の5%未満または3万円未満の小損害は補償の対象外とされていますが、特約を付加することで、損害額が1万円を超える場合から補償されます。
- (4) 自然災害により、ある程度広域的な被害が発生している場合には、京都府農業者等営農継続緊急支援事業により、施設復旧に係る支援を実施しております。また、要件等により当該事業活用が困難な場合には、個別調整により、町単独災害復旧事業にて支援を行っております。
見舞金の支給については、現在のところ検討しておりません。